

平成 28 年 9 月 23 日

【照会先】

近畿厚生局年金審査課

課長 日野林 裕

電話 06-6941-2308

## 近畿厚生局年金審査課における文書の誤送付について

近畿厚生局（局長 丸山 浩）は、同局年金審査課（課長 日野林 裕）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり、その事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

このような事態を招いたことにつきまして、深くお詫びをするとともに、今後このようなことがないように万全を尽くしてまいります。

### 記

#### 1 概要

近畿厚生局年金審査課（以下「年金審査課」という。）において、年金記録訂正の請求があった場合には、請求された方の勤務状況を確認するため、必要に応じて、当時勤務されていた事業所の同僚の方に照会文書を送付し、協力をお願いしているところであるが、今般、当該事業所に勤務履歴のない方4名を誤って抽出し、照会文書を郵送するという事案が発生した。

※ 照会文書には、請求者の氏名、生年月（日は記載せず）、問合せの主旨、勤務状況等に係る質問事項が記載されている。

#### 2 事実経過

- （1）平成28年9月15日、年金審査課は、照会文書を送付した1名の方から「照会文書が届いたが、問合せの事業所には勤務していない。」との連絡を受けた。
- （2）15日、照会文書を送付した全員について、確認したところ、上記の者のほかに3名、合計4名について誤って照会文書を送付していたことが判明した。
- （3）15日、電話により連絡がとれた2人の方に対して、事情を説明し謝罪したところ、照会文書（封筒を含む）については、郵送により返送するとの申し出を受け、20日返送いただき、照会文書を回収した。

(4) 16日、残る2人の方の自宅を訪問し、謝罪の上、照会文書を回収した。

(5) 16日、電話及び21日、面談により請求者に対して、事情を説明し謝罪した。

### 3 再発防止策

(1) 年金審査課においては、年金審査課長より、課内職員に対し、事案の概要を説明し、照会対象者の選定・抽出に当たっては必ず一覧表を作成の上、抽出した内容と当該一覧表及び勤務履歴を複数名で確認することの徹底を指示した。

(2) 近畿厚生局においては、平成28年9月21日に、近畿厚生局長から全職員に対し、文書により本事案を周知の上、誤発送の防止を含め事務処理の徹底を指示した。